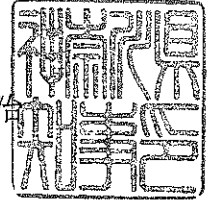




人権第12号
平成24年6月8日

神奈川県男女共同参画審議会会長 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



かながわ男女共同参画推進プランの改定について（諮問）

このことについて、別紙のとおり改定したいので、神奈川県男女共同参画推進条例第15条の規定により諮問します。

問い合わせ先

県民局県民活動部人権男女共同参画課

男女共同参画グループ 名取

電話 045-210-3640

諮問趣意書

神奈川県は、平成 15 年 5 月に男女共同参画社会基本法に基づく計画として、「かながわ男女共同参画推進プラン」を策定し、その後、平成 20 年 3 月に改定を行い、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を進めてまいりました。

この間、神奈川をとりまく状況としては、経済のグローバル化や情報化の進展、産業構造の転換などが進みました。働き方の多様化などが進む一方、経済情勢の悪化から厳しい雇用情勢が続くとともに、就労形態などによって所得格差が拡大するなどの傾向が見られており、女性の就労などへ大きく影響しています。今後は、神奈川県においても、人口が減少に転じ、少子化の進行、高齢化の加速が見込まれています。

かながわ男女共同参画推進プラン（第 2 次）では、特に、女性のチャレンジ支援を新たな重点目標として取り上げ、人材育成や意識啓発などに取り組んでまいりました。その結果、政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に進んできてはいるものの未だ低調であり、また、30 代女性の離職率が高く再就職が困難な状況が続いているなど、男女共同参画の現状は十分とはいえない状況にあります。

また、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数は、依然として多く、暴力による被害者の状況も複雑化・多様化しているため、被害者の自立支援には、専門性やきめ細やかなケアが求められています。さらに、近年では、交際相手からの暴力の問題も顕在化しています。

こうした背景を踏まえ、女性と男性がお互いを尊重し、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、より実効性のある取組みを行うため、「かながわ男女共同参画推進プラン」の改定について諮問いたします。